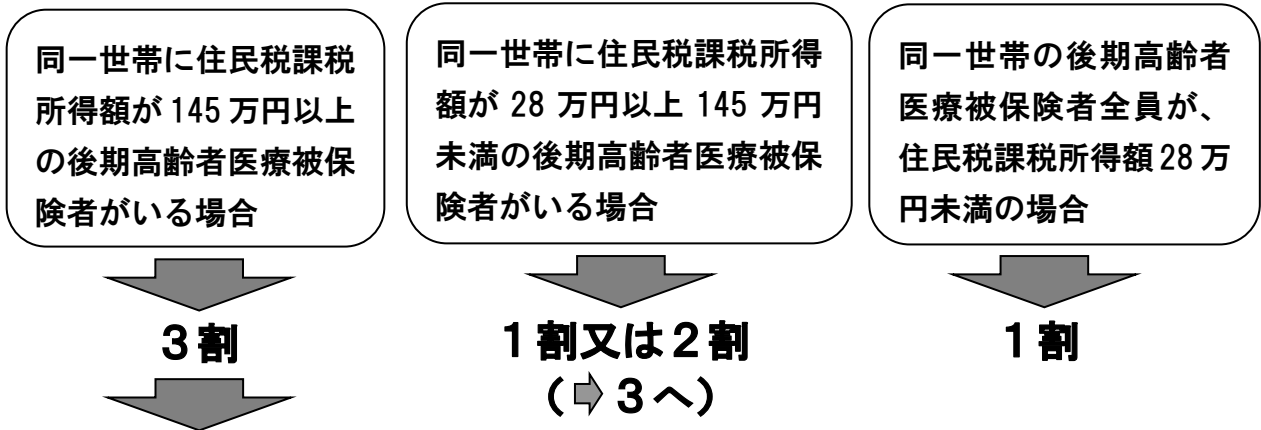


# 《負担割合の判定について》 (令和4年10月1日から)

## 1 住民税課税所得額による判定

◎××●●年度(××●●年1月1日～××●●年12月31日)の課税所得額で判定します。



## 2 基準収入額適用申請による再判定

### A 同一世帯に他の後期高齢者医療被保険者がいる場合

世帯内の後期高齢者医療被保険者の収入合計額を確認

収入合計額が、520万円未満の場合 ⇨ 申請により、1割又は2割(⇨3へ)

### B-1 同一世帯に他の後期高齢者医療被保険者がいない場合

あなたの収入合計額を確認

収入合計額が、383万円未満の場合 ⇨ 申請により、1割又は2割(⇨3へ)

収入合計額が、383万円以上の場合 ⇨ B-2へ

### B-2 同一世帯に他の後期高齢者医療被保険者がいなくて

70歳以上75歳未満の方がいる場合

あなたと70歳以上75歳未満の方の収入合計額を確認

収入合計額が、520万円未満の場合 ⇨ 申請により、1割又は2割(⇨3へ)

## 3 「年金収入＋その他の合計所得金額」による判定

同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上 (1人の場合は200万円以上) ⇨ 2割

同一世帯の後期高齢者医療被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円未満 (1人の場合は200万円未満) ⇨ 1割

※療養の給付を受ける日の属する年の前年(1月から7月までの場合は前々年)の12月31日時点で、後期高齢者医療被保険者が世帯主で、同一世帯に合計所得<sup>(注)</sup>が38万円以下の19歳未満の方がいる場合、住民税課税所得額から、下記の金額の合計額を引いた金額により、負担割合を判定します。

●16歳未満の方の人数×33万円 ●16歳以上19歳未満の方の人数×12万円

(注)令和3年度より、合計所得に給与所得が含まれる場合は、給与所得額から10万円を控除。0円を下回る場合は、0円とする。

※住民税課税所得額が145万円以上の被保険者が属する世帯は3割負担となりますが、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の場合、1割又は2割負担となります。